入札参加資格（県内建設業）に係る地方基準点数定期再算定について

「令和８・９年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準」第13条及び第14条に規定する地方基準点数の再算定を申請する手続は次のとおりです。

1　定期再算定の実施

入札参加資格（県内建設業）を有している者を対象に、下記の日程で総合点数の再算定を行います。その結果、ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

	再算定申請の受付期間	新たな点数の適用開始日
第１回	令和８年 ６月１日 ～令和８年10月31日	令和８年12月１日
第２回	令和８年11月１日～令和９年４月30日	令和９年６月１日
第３回	令和９年５月１日 ～令和９年10月31日	令和９年12月１日

※　提出先は主たる営業所を管轄する建設部又は海南工事事務所です。

※　提出部数は正本・副本・控の３部です。

※　再算定申請の受付期間の最終日が土・日・祝日等（和歌山県の休日を定める条例に規定する日）の場合にはその直後の開庁日を提出期限とします。

令和６・７年度において入札参加資格（県内建設業）を有している者で、令和８・９年度においても入札参加資格審査申請書（県内建設業）を提出している場合は、上記にかかわらず、その提出日以降再算定申請を行うことができます。ただし、この場合も新たな点数の適用年月日は令和８年12月１日となります。

2　減点のための再算定申請

次に掲げる項目について、総合点数算定基準を満たさなくなった場合、総合点数が減少する場合又は申請内容に変更が生じた場合にあっては、その事実の発生から30日以内（再算定申請締切日）に必ず再算定の申請を行ってください。

再算定申請締切日が属する受付期間が終了し、事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）の対象となります。（３ページの図参照）

重機及び資材に係る項目について、故意に虚偽の申請を行って加点を受けた場合には、180日間のランクダウン対象となります。

減点のための再算定申請の対象項目	備考
独占禁止法の遵守体制の整備	
災害時等対応重機の所有	※　様式第 9 号の 2（変更前と変更後）を添付してください。
災害時対応仮設資材の所有	※　様式第 9 号の 3（変更前と変更後）を添付してください。
大規模災害時の応急対策業務の取組	※　加入していた団体から技術調査課へ脱退の連絡があった場合には申請の省略ができます。
ISO9000 シリーズの認証取得	
ISO14000 シリーズの認証取得	
エコアクション 21 の認証取得	
産業廃棄物の処理体制	
労働災害防止への取組	※　加入していた団体から技術調査課へ脱退の連絡があった場合には申請の省略ができます。
常時雇用者の確保	※　若年者等の追加加点分（5 点×人数）のみを対象とします。 ※　加点対象の者が退職した場合には申請が必要です。 ※　加点対象の者が要件を満たさなくなった場合（若年者が時の経過に伴い満年齢 35 歳となった等）でも、その者が引き続き在籍し、常勤性が認められるときには減点対象となりません。
障害者雇用	※　建設業法に基づく届出だけでは再算定申請を行ったことにはなりません。
建設業関連学科新規卒業者雇用	※　加点対象の者が時の経過に伴い新卒者でなくなった場合でも、引き続き在籍し常勤性が認められるときには減点対象とはなりません。
次世代育成支援等への取組	※　一般事業主行動計画の計画期間が満了し、その後、取組みを継続せず届け出をしない場合や、わかやま健康推進認定事業所の認定を取消された場合には減点対象となります。
完全週休二日制への取組	
優秀施工者国土交通大臣顕彰	

※　減点の再算定申請には、「災害時対応重機所有」及び「災害時対応仮設資材の所有」を除き添付書類は不要ですが、事実の発生日を確認する必要がある等の場合には、追加で関係書類の提出をお願いすることがあります。

※　「高得点工事成績」及び「和歌山県優良工事表彰」は、加点期間が終了した場合には自動的に減点されますので、減点のための再算定申請は不要です。

◇報告の怠りによるランクダウンとなってしまう例

※事実発生日から **30 日間以内**に
減点の申請をしてください。

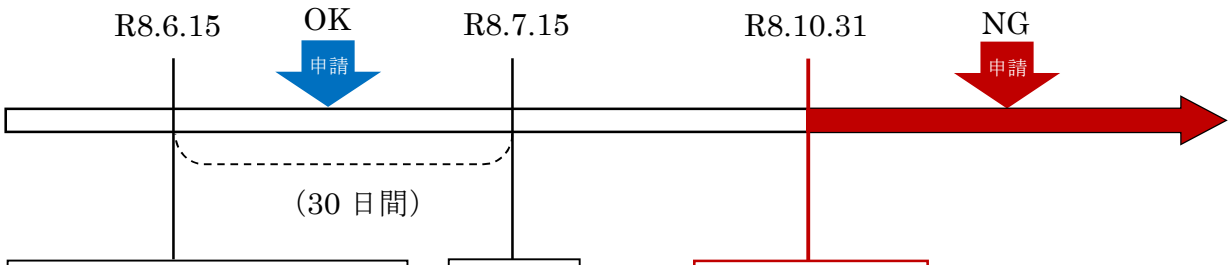

減点の事実発生日
例：若年者の退職
重機の処分　等

申請期限

定期再算定
受付期間終了

※30 日後、定期再算定の受付期間終了日を過ぎるまで減点の申請を怠っていると、**90 日間のランクダウン対象**となります。

※重機及び資材に係る項目について、故意に虚偽の申請を行って加点を受けた場合には、**180 日間のランクダウン対象**となります。

参考：若年者の退職の場合
令和 8 年 6 月 15 日付退職
令和 8 年 6 月 16 日が 1 日目
令和 8 年 7 月 15 日が 30 日目（申請期限）

3　加点のための再算定申請

次に掲げる項目について、総合点数算定基準を満たした場合には、その事実の発生から 30 日以内（再算定申請締切日）に加点のための再算定の申請を行うことができます。

再算定申請締切日が属する再算定申請の受付期間が終了した後でも、次の受付期間で申請することは可能ですが、本来申請すべき受付期間に申請した者に比べ、加点を受けられる期間が短くなる等の差異が発生することもあります。

加点ための再算定申請の対象項目	添付書類
独占禁止法の遵守体制の整備	○　【添付書類ウの 1】独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書 ○　実施（参加）した研修（講習会）の資料の写し（3 枚を越える場合には目次等の内容が分かる部分を 3 枚抜粋） ○　独占禁止法遵守マニュアルの写し ※　格付けの例外措置（本来 A ランクであるが B ランク）を受けている場合には、「格付けの例外措置事由の解消の報告書」を同時に提出してください。**再算定申請だけではランクは回復しません。**
暴力団排除への取組	○　和歌山県公安委員会が発行する不当要求防止責任者講習の受講証の写し ※　格付けの例外措置（本来 A ランクであるが B ランク）を受けている場合には、「格付けの例外措置事由の解消の報告書」を同時に提出してください。**再算定申請だけではランクは回復しません。**
災害時等対応重機の所有	○　【様式第 9 号の 1、2】重機・資材・緊急対応関係様式集の該当部分（変更前と変更後を添付してください。）
災害時対応仮設資材の所有	○　【様式第 9 号の 1、3】重機・資材・緊急対応関係様式集の該当部分（変更前と変更後を添付してください。）
大規模災害時の応急対策業務の取組	○　加入している団体が発行する証明書 ○　【様式第 8 号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表 ※　和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、かつ建設業関連業務で技術調査課長が認める団体に加入している場合のみ提出
災害時等緊急対応への貢献	○　建設部・海南工事事務所で証明を受けた災害時等緊急対応実績認定書（次回定期申請でも使用する予定の場合には写し可）
ISO9000 シリーズの認証取得	○　ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し

ISO14000 シリーズの認証取得	○　ISO14000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し
エコアクション 21 の認証取得	○　エコアクション 21 の認証取得を証明する登録証等の写し
産業廃棄物の処理体制	○　産業廃棄物処分業許可証の写し ○　産業廃棄物収集運搬業許可証の写し ○　産業廃棄物処理委託契約書の写し ※　処分に係る委託契約に限ります。 以上のうち、申請する内容に応じたもの
建設キャリアアップシステムへの登録者数	○【様式第 3 号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表 ○【様式第 3 号】に記載した者の、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（建設キャリアアップカード等）の写し
労働災害防止への取組	○　建設業労働災害防止協会が発行する会員であることの証明書
常時雇用者の確保	○「若年者または女性職員」　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し、又は健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し等 ○「ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）」　児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証、民生委員の証明書のうちいずれか ○「保護観察対象者」　和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（対象者の氏名がわかるもの）※提示のみ ○「審査基準日前 2 年未満の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者」　市町村の発行する市町村民税非課税証明書の写し 以上のうち、申請する内容に応じたもの ○　下記『4　常勤確認方法』に掲げる常勤確認書類のいずれか
障害者雇用	法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人（令和 8 年 7 月以降は **37.5** 人）以上） ○　直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの。）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）
	非法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人（令和 8 年 7 月以降は **37.5** 人）未満） ○　【添付書類エ】障害者雇用状況調べ

	○　手帳の写し（氏名と等級（程度）の記載箇所） ※　提示のみ ○　下記『4　常勤確認方法』に掲げる常勤確認書類のうちａ又はｂ ※　提示のみ
建設業関連学科新規卒業者雇用	○　【様式第４号】建設業関連学科新規卒業者雇用一覧表 ○　下記『4　常勤確認方法』に掲げる常勤確認書類のいずれか ○　常勤確認書類で卒業後 1 年未満以内に雇用したことが確認できない場合には確認できる書類の写し
次世代育成支援等への取組	○　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（所管の労働局の受付印があるもの） ○　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（所管の労働局の受付印があるもの） ○　わかやま健康推進事業所の認定証の写し 以上のうち、申請する内容に応じたもの
完全週休二日制への取組	○　労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し
高得点工事成績	○　工事完成検査結果通知書の写し（工事名及び工事成績評定点が確認できる部分）
和歌山県優良工事表彰	不要
優秀施工者国土交通大臣顕彰	○　建設マスター受賞者の下記『4　常勤確認方法』に掲げる常勤確認書類のいずれか

4　常勤確認方法

※　審査の対象となる職員は下記の条件を全て満たす者です。

(1)　書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用をいいます。）であることを確認できること（常勤確認書類については下記を参照してください。）

(2)　給与が月額８万円以上であること（専従者は該当しなくてもよい。）

(3)　営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関係する業務に従事していること

※　常勤確認書類（下記ａからｄまでのいずれか１組）

ａ　建設キャリアアップシステムに登録している場合
　○　技能者情報（帳票１－１）※直近のもの
　※　対象者の個人情報がわかる部分はマスキング（黒塗り）したうえでご提出ください。

b　社会保険に加入している場合
　○　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書）の写し

c　社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合
　○　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
　○　雇用保険被保険者資格喪失届等の写し
　※　両方提出すること。

d　雇用保険に加入できない場合
　○　審査基準日以前の６か月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し
　※　給与が月額８万円未満である場合は専従者であることが確認できる書面（直近の確定申告等）
　※　雇用保険に加入できない正当な理由が不明確な場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

5　留意事項

(1)　災害時等対応重機所有について

○　災害時に備えて最新の動員態勢を把握しておくため、運転手の交代や重機の買い替えなど点数が上下しない変更でも申請を行ってください。お手数ですが、ご協力をお願いします（加点上限以上に重機に係る情報を記載いただいていた場合は、当該部分についての変動については申請いただく必要はありません）。

(2)　大規模災害時応急対策取組について

○　複数の団体（例：建設業協会と空調衛生工業協会等）に所属している業者が、いずれの団体も脱退せず加点業種のみを変更する申請をした場合、その申請に係る地方基準点の再算定を受けるまで（6 月 1 日又は 12 月 1 日）は、再度加点業種のみを変更する申請は受け付けません。

(3)　常時雇用者の確保について

○　常時雇用者確保については若年者等の追加加点分のみ再算定申請の対象項目となります。新たに該当者を雇用した場合や従来から雇用されている者が該当者となった場合加点の申請が可能です。（該当者であったが定期受付時に申請していなかった場合も可）

一方で加点を受けている職員の者が退職された場合には減点の申請を行う必要があります。

なお点数が上下しない場合申請いただく必要はありません。

【参考】別表２　建設業関連学科新規卒業者について加点可能な業種一覧

関連学科	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）に関する学科	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学に関する学科		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
都市工学に関する学科	○	○	○						○				○			○			○				○			○		○	
衛生工学に関する学科	○								○				○											○		○		○	
交通工学に関する学科	○												○																
気工学に関する学科								○												○		○					○		
電気通信工学に関する学科								○														○							
機械工学に関する学科									○		○	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	
林学に関する学科																							○						
鉱山学に関する学科																								○					

（注）　関連学科の学科名そのものでなくとも、加点を希望する業種に関する技術検定試験で指定学科とされている学科ならば加点します。詳細は各建設部又は技術調査課までお問い合わせください。

【参考】R8・9 地方基準点数一覧

	項目	点数	業種	再算定（加点）	再算定（減点）
1	独占禁止法の遵守体制の整備	30点	全業種	○	○
2	暴力団排除への取組	30点	全業種	○	×
3	災害時対応重機の所有	上限60点	土木のみ	○	○
4	災害時対応仮設資材の所有	鋼矢板8t：10点 H型鋼3t：10点	土木のみ	○	○
5	大規模災害時の応急対策業務の取組				
	県との協定	40点	加入団体で決まる業種	○	○
	市町村との協定	10点	土木・建築	○	○
6	災害時等緊急対応への貢献	20点×件数（上限60点）	土木のみ	○	×
7	ISO9000シリーズの認証取得	20点	全業種	○	○
8	ISO14000シリーズの認証取得	20点 ※エコアクションと重複しない	全業種	○	○
9	エコアクション21の認証取得	10点 ※ISO14000と重複しない。	全業種	○	○
10	廃棄物の処理体制	10or20点	全業種	○	○
11	建設キャリアアップシステムへの登録者数	2点×人数（上限20点）	全業種	○	×
12	労働災害防止への取組	10点	全業種	○	○
13	常時雇用者人数	2点×人数（上限60点）	全業種	×	×
	常時雇用者人数（若年者、女性職員、ひとり親等）	5点×人数（上限20点）	全業種	○	○
14	障害者雇用	20点	全業種	○	○
15	建設業関連学科新規卒業者雇用	5点×人数（上限20点）	卒業学科で決まる業種	○	○
16	次世代育成支援への取組	5点or10点	全業種	○	○
17	完全週休二日制への取組	30点	全業種	○	○
18	工事成績	県工事成績の平均点により ▲60～140	業種別に計算	×	×
19	高得点工事成績	30点×件数（上限60点）	発注業種	○	自動減点
20	和歌山県優良工事表彰	30点	発注業種	○	自動減点
21	優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）	20点	全業種	○	○
22	技術者数	（1級10点、2級・登録基幹技能者5点、その他3点）×人数	業種別に計算	×	×
23	技術力向上への取り組み（CPD）	2点×人数（上限10点）	全業種	×	×

減点の再算定申請もお忘れなく！
→減点欄“○”の項目。

再算定で見直しをしません。

→**申請時の内容で2年間固定。**
※ 経審のP点も同様。

反映から2年経過時に県で削除の処理・計算を行いますので、**申請の必要はありません。**